

V 部門別計画の整理・分析

1. 部門別計画の整理・分析について

白河市の最上位計画である第一次総合計画に関連する計画の整理・分析を行うことで、その結果を第2次総合計画の策定に活用することを目的とします。

(1) 部門別計画の整理方法

部門別計画の整理方法については、下記の10項目の視点で行いました。

- ① 第一次総合計画の体系（施策の大綱）の分野ごとに分類
- ② 計画との位置づけ
- ③ 計画期間
- ④ 基本理念、将来像等
- ⑤ 基本目標、基本方針等
- ⑥ 第一次総合計画の施策展開に対する取り組み状況
- ⑦ 計画期間中の進捗状況
- ⑧ 第一次総合計画で設定した指標の掲載の有無
- ⑨ 国・県については、白河市の総合計画の上位に位置する「国土形成計画」（国）、
「いきいき ふくしま創造プラン」（県）の整理
- ⑩ 東日本大震災後に策定した震災に関する計画の整理

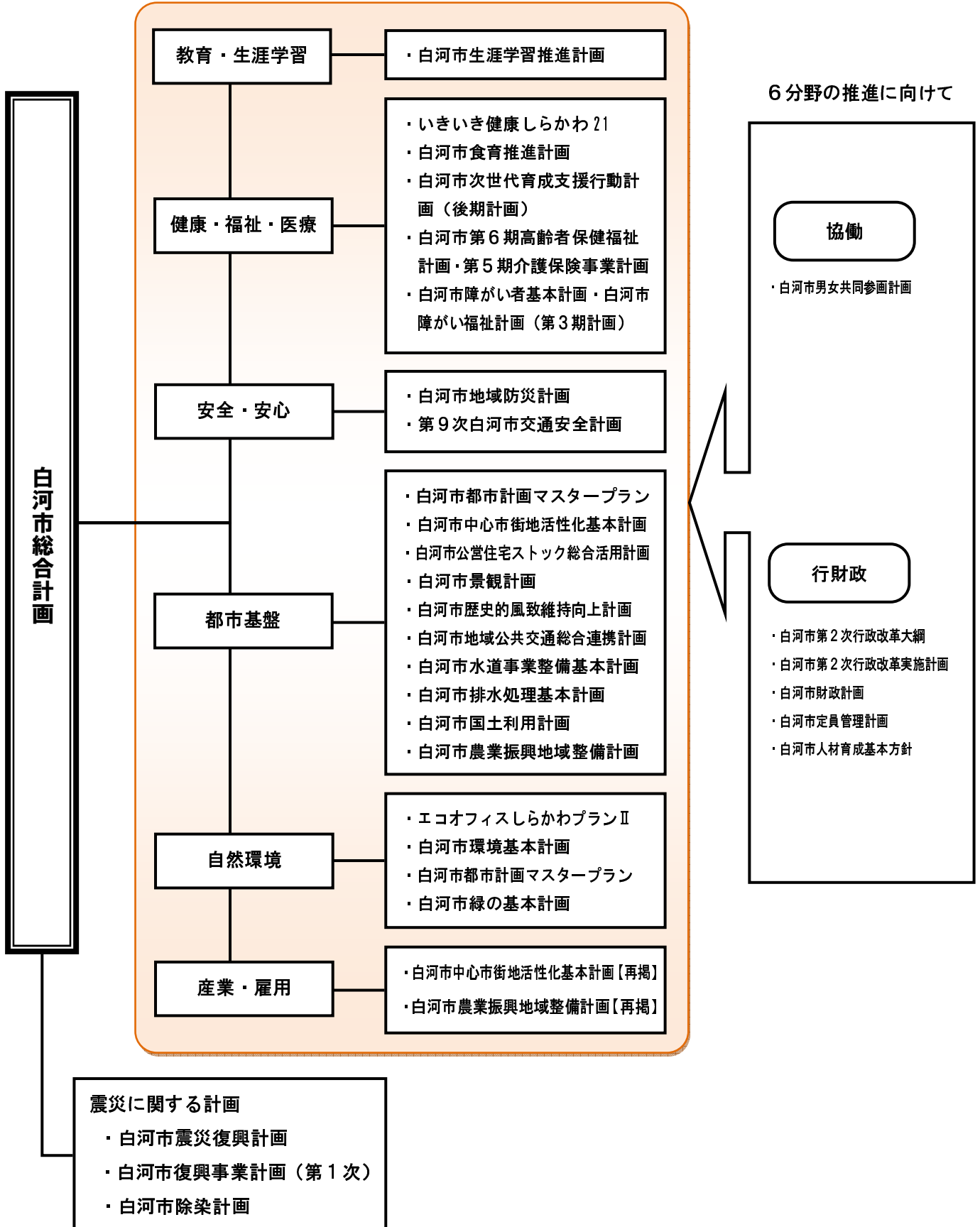
(2) 部門別計画の分析方法

部門別計画の分析方法については、下記の視点で行いました。

- ① 第一次総合計画の体系（施策の大綱）の分野ごとに分析
- ② 第一次総合計画との連動性

2. 部門別計画の整理

(1) 第一次総合計画の体系（施策の大綱）による整理



(2) 第一次総合計画の体系による整理一覧表

分野	個別計画の有無	計画期間	H20年度以降策定	根拠法令	総合計画の指標の有無	総合計画の施策展開に取り組んだか
教育・生涯学習	白河市生涯学習推進計画	平成23年度～平成29年度	●	生涯学習振興法	△	概ね取り組むことができた
健康・福祉・医療	いきいき健康しらかわ21	平成16年度～平成25年度	△	健康増進法	●	概ね取り組むことができた
	白河市食育推進計画	平成24年度～平成28年度	●	食育基本法	●	概ね取り組むことができた
	白河市次世代育成支援行動計画(後期計画)	平成22年度～平成26年度	●	次世代育成支援対策推進法	●	概ね取り組むことができた
	白河市第6期高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画	平成24年度～平成26年度	●	老人福祉法、高齢者医療確保法、介護保険法	△	概ね取り組むことができた
	白河市障がい者基本計画・白河市障がい福祉計画(第3期計画)	平成24年度～平成26年度	●	障害者基本法、障害者自立支援法	△	概ね取り組むことができた
安全・安心	白河市地域防災計画	平成18年度～(平成23・24年度で見直し予定)	△	災害対策基本法	△	取り組むことができた
	第9次白河市交通安全計画	平成23年度～平成27年度	●	交通安全対策基本法	△	概ね取り組むことができた
都市基盤	白河市都市計画マスタープラン	平成21年度～平成40年度	●	都市計画法	△	取り組むことができた
	白河市中心市街地活性化基本計画	平成21年3月～平成26年3月	●	中心市街地活性化法	△	取り組むことができた
	白河市公営住宅ストック総合活用計画	平成14年度～平成23年度	△	住宅建設計画法	△	取り組むことができた
	白河市景観計画	平成23年度～平成42年度	●	景観法	△	取り組むことができた
	白河市歴史的風致維持向上計画	平成23年度～平成32年度	●	歴史まちづくり法	△	取り組むことができた
	白河市地域公共交通総合連携計画	平成22年度～平成31年度	●	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	△	概ね取り組むことができた
	白河市水道事業整備基本計画	平成21年度～平成35年度	●	水道法	△	概ね取り組むことができた
	白河市排水処理基本計画	平成23年度～平成27年度	●	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	△	取り組むことができた
	白河市国土利用計画	平成23年度～平成32年度	●	国土利用計画法	△	取り組むことができた
	白河市農業振興地域整備計画	平成20年度～平成24年度	△	農業振興地域の整備に関する法律	△	概ね取り組むことができた
自然環境	エコオフィスしらかわプランⅡ	平成19年度～平成23年度	△	地球温暖化対策の推進に関する法律	△	概ね取り組むことができた
	白河市環境基本計画	平成23年度～平成27年度	●	環境基本法	●	概ね取り組むことができた
	白河市都市計画マスタープラン	平成21年度～平成40年度	●	都市計画法	△	概ね取り組むことができた
	白河市緑の基本計画	平成10年度～	△	都市緑地法	△	取り組みが不十分だった
産業・雇用	白河市中心市街地活性化基本計画	平成21年3月～平成26年3月	●	中心市街地活性化法	△	取り組むことができた
	白河市農業振興地域整備計画	平成20年度～平成24年度	△	農業振興地域の整備に関する法律	●	概ね取り組むことができた
協働	白河市男女共同参画計画	平成20年度～平成29年度	△	男女共同参画社会基本法	●	取り組むことができた
行財政	白河市第2次行政改革大綱	平成24年度～平成26年度	△	-	△	取り組むことができた
	白河市第2次行政改革実施計画	平成24年度～平成26年度	●	-	●	取り組むことができた
	白河市財政計画	平成22年度～(5年間、毎年ローリング策定)	●	-	●	取り組むことができた
	白河市定員管理計画	平成22年度～平成26年度	●	行政改革推進法	△	概ね取り組むことができた
	白河市人材育成基本方針		●	-	△	取り組むことができた

※計画期間は、現行の計画における期間。

(3) 各分野に該当する部門別計画

①教育・生涯学習分野

計画の名称	白河市生涯学習推進計画	
計画期間	平成 23 年度～平成 29 年度	
計画の位置づけ	生涯学習振興法に基づき策定。 白河市第一次総合計画や関連計画との整合性を図る。	
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等	【基本理念】『市民共学』～いつでも、どこでも、だれでも～
	基本目標、基本方針等	【基本目標】 (1) 生涯にわたる学習活動の充実 (2) いきいきと学べる学習機会の整備充実 (3) 学んだことを地域で生かせる体制づくり
	総合計画の施策展開に取り組んだか	概ね取り組むことができた
主な進捗状況	平成 23 年度は基本施策「現代的課題への取組」を重点施策とし、福島大学白河サテライト教室において「放射線とエネルギー問題」について講義を実施した。	
総合計画の指標の有無	無し	

②健康・福祉・医療分野

計画の名称	いきいき健康しらかわ 21	
計画期間	平成 16 年度～平成 25 年度	
計画の位置づけ	健康増進法及び国の「健康日本 21」の理念に基づき策定。	
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等	
	基本目標、基本方針等	
	【基本目標】 （１）健康寿命の延伸 （２）壮年期死亡の減少 （３）生活の質の向上 （４）母子保健対策の推進 【重点目標】 寝たきりや痴呆にならないよう一人でも多くの元気高齢者を増やす。	
総合計画の施策展開に取り組んだか		概ね取り組むことができた
主な進捗状況	市民一人ひとりが主体的な健康づくりに取り組めるよう、健康に関する啓発・情報提供や環境の整備に取り組んでいる。	
総合計画の指標の有無		有り
	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診受診率 ・肥満者の割合 ・12歳児における一人平均う歯数 	

計画の名称	白河市食育推進計画	
計画期間	平成 24 年度～平成 28 年度	
計画の位置づけ	<p>食育基本法第 18 条第 1 項に基づくとともに、国の「食育推進基本計画」及び県の「福島県食育推進計画」を基本として策定。</p> <p>市の「白河市総合計画」及び「白河市震災復興計画」を上位計画とし、その他の関連計画との整合性を図る。</p>	
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等	<p>【基本理念】食を通じ、健康な体と豊かな心を育む</p> <p>家庭などの食卓を通じて家族同士はもとより、広く地域の人々のつながりや絆を深め、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む。</p> <p>また、家庭・学校・地域・行政などの各領域が、食育の意義や必要性を理解し、それぞれの役割を認識しながら、相互に連携・協力し、食育を推進する。</p>
	基本目標、基本方針等	<p>【基本目標】</p> <p>(1) 食で健康な体を育む</p> <p>(2) 食を楽しみ、豊かな心を育む</p> <p>(3) 地元産の食材等に関心を持ち、食する</p>
	総合計画の施策展開に取り組んだか	
主な進捗状況		
総合計画の指標の有無	有り	
	・がん検診受診率	

計画の名称	白河市次世代育成支援行動計画（後期計画）	
計画期間	平成 22 年度～平成 26 年度	
計画の位置づけ	<p>次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、白河市の「次世代育成支援」の基本的な考え方や、その考え方のもとで、地域住民や保育・教育従事者、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにする。</p>	
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等	<p>【基本理念】みんなで育てよう、次代を担う白河っ子</p> <p>父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭・地域・企業において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して推進する。</p>
	基本目標、基本方針等	<p>【基本目標】</p> <p>(1) 地域における子育ての支援</p> <p>(2) 母性と乳幼児等の健康の確保および増進</p> <p>(3) 子ども等の心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備</p> <p>(4) 子育てを支援する生活環境の整備</p> <p>(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進</p> <p>(6) 子ども等の安全の確保</p> <p>(7) 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進</p>
	総合計画の施策展開に取り組んだか	概ね取り組むことができた
主な進捗状況	<p>基本目標に掲げる「地域における子育ての支援」として、NPO法人による「ファミリーサポートセンター」を立ち上げ、平成 24 年 7 月の実施に向けた準備を進めている。</p>	
総合計画の指標の有無	有り	
	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターの利用者数 ・つどいの広場の利用者数 	

計画の名称	白河市第6期高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画	
計画期間	平成24年度～平成26年度	
計画の位置づけ	<p>介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」と老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」を一体的に策定。</p> <p>「白河市第一次総合計画」及び「白河市震災復興計画」を上位計画として位置づけながら、他の部門計画との整合性を確保する。</p>	
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等	<p>【基本理念】みんなで創る いきいき長寿のまち</p> <p>介護サービス、多彩な見守りサービス、在宅療養支援、地域包括支援センター事業等による総合的な高齢者施策を、市民と行政が協力して取り組む。</p>
	基本目標、基本方針等	<p>【基本目標】</p> <p>(1) 安心して介護が受けられるまちを創る</p> <p>(2) いつまでも健康で暮らせるまちを創る</p> <p>(3) いきいきと支えあえるまちを創る</p>
	総合計画の施策展開に取り組んだか	概ね取り組むことができた（前回計画）
主な進捗状況	平成24年度が初年度となるため、事業スタートの段階である。	
総合計画の指標の有無	無し	

計画の名称	白河市障がい者基本計画・白河市障がい福祉計画（第3期計画）	
計画期間	平成24年度～平成26年度	
計画の位置づけ	<p>「障がい者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づき、障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定める中・長期的な基本計画である。一方、「障がい福祉計画」は、障害者自立支援法第88条（平成25年4月1日より障害者総合支援法に改正）に基づき自立支援給付・地域生活支援事業の事業量やその確保策を定める実施計画にあたる。</p>	
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等	<p>【基本理念】みんなが主役！ 共に輝くまちづくり</p> <p>障がいの有無にかかわらず、すべての人がお互いに人権を尊重し、地域での支えあい、きめ細やかな支援サービスを受けながら、自分の望む生き方を主体的に選び、個性を發揮していきいきと活躍するまちづくりを目指す。</p>
	基本目標、基本方針等	<p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ふれあいやあふれるまちづくり (2) 安心して生活が送れるまちづくり (3) 社会活動に参加するまちづくり (4) 健やかに暮らせるまちづくり (5) 地域で育むまちづくり (6) はつらつと働き、活動するまちづくり (7) 安全で人にやさしいまちづくり
総合計画の施策展開に取り組んだか		概ね取り組むことができた（前回計画）
主な進捗状況	<p>障がい者相談について、平成23年度に専門性の高い相談支援事業者との業務委託により、連携体制を整備した。</p>	
総合計画の指標の有無		無し

③安全・安心

計画の名称	白河市地域防災計画	
計画期間	平成 18 年度～（平成 23・24 年度で見直し予定）	
計画の位置づけ	災害対策基本法に基づき策定。 白河市第一次総合計画をはじめ、関連する計画との整合性を図る。	
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等	
	基本目標、基本方針等	<p>【基本方針】</p> <p>(1) 防災基盤の整備</p> <p>(2) 初動体制の重視</p> <p>(3) 職員全体の対応体制の強化</p> <p>(4) 行政、市民、企業等の協力体制の整備と防災意識の高揚</p> <p>(5) 平成 10 年 8 月末の豪雨災害の教訓を活用＜一般災害対策編＞ 阪神・淡路大震災等の教訓を活用＜震災対策編＞</p>
総合計画の施策展開に取り組んだか		取り組むことができた
主な進捗状況	地域防災計画の見直しを図るため、庁内検討委員会の開催とともに、市民 2,000 人に対するアンケート調査を実施した。	
総合計画の指標の有無		無し

計画の名称	第9次白河市交通安全計画	
計画期間	平成23年度～平成27年度	
計画の位置づけ	白河市第一次総合計画との整合を図る。	
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等	
	【基本理念】	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通事故のない白河市をめざして 2 人優先の交通安全思想
	【計画推進の基本理念】	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関・団体との連携、市民協働による推進
	基本目標、基本方針等	
	【今後の道路交通安全対策を考える視点】	<ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者や子どもの事故防止 (2) 歩行者の安全確保と自転車の安全利用の推進 (3) 交通安全意識の向上 (4) リスクコミュニケーションの推進
総合計画の施策展開に取り組んだか	概ね取り組むことができた	
主な進捗状況	各種交通安全対策の推進を図るため、平成24年3月に第9次白河市交通安全計画を策定した。	
総合計画の指標の有無	無し	

④都市基盤

計画の名称	白河市都市計画マスタープラン	
計画期間	平成 21 年度～平成 40 年度	
計画の位置づけ	都市計画法第 18 条の 2 の規定による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」である。白河市第一次総合計画及び白河市国土利用計画を上位計画に位置づけ、土地利用・公園・道路・景観などの関連計画との整合を図る。	
計画の概要	基本理念、将来像等	<p>【将来都市像】交流創造都市 ふるさと白河</p> <p>～古くから交流を創造してきた都市 ふるさと白河～</p> <p>～新たな交流を創造していく都市 ふるさと白河～</p> <p>「400 年来の歴史空間都市 白河」としてその歴史を築いてきた地域の交流、都市との交流を大切にし、人と人との交流、世代間の交流、コミュニティの交流、都市と田園の交流、ハンディキャップを越えた交流、モノの交流、都市の交流など、先の世代から引き継いだ交流を温めるとともに、新たな交流を創造していく都市を目標とする。</p>
	基本目標、基本方針等	<p>【都市づくりの基本方針】</p> <p>(1) 城下町の都市構造を活かしたにぎわいのあるまち</p> <p>(2) 密な公共交通等による生活利便性の高いまち</p> <p>(3) まちと緑が共生した環境に優しいまち</p> <p>(4) 連続の美と空間の美のメリハリによる美しいまち</p> <p>(5) 人とのふれあいから「ふるさと」を意識するまち</p>
総合計画の施策展開に取り組んだか	取り組むことができた	
主な進捗状況	図書館の建設により、中心市街地の都市交流拠点の整備が図られたほか、歴史的・文化的資源を有効に活用した街路整備や景観協定の締結等の歩行系ネットワークの構築も進み、計画に基づいた都市環境の整備が図られてきている。	
総合計画の指標の有無	無し	

計画の名称	白河市中心市街地活性化基本計画	
計画期間	平成 21 年 3 月～平成 26 年 3 月	
計画の位置づけ	<p>中心市街地活性化法に基づき策定。なお、同法第 9 条及び第 10 条、基本方針に基づき、政府の認定を受けた計画は、その計画に基づく事業及び措置に対して、政府から集中的かつ効果的な支援を受けられる（平成 21 年 3 月に認定）。</p> <p>白河市第一次総合計画と白河市都市計画マスタープランを上位計画と位置づけながら、他の関連計画との整合性を図る。</p>	
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等	<p>【白河市中心市街地活性化コンセプト】</p> <p>歴史・伝統・文化が息づく市民共楽の城下町</p>
	基本目標、基本方針等	<p>【基本方針】</p> <p>(1) 城下町の快適な暮らしづくり</p> <p>(2) 匠の技とおもてなしの商店街づくり</p> <p>(3) 市民共楽のふるさとづくり</p>
総合計画の施策展開に取り組んだか		取り組むことができた
主な進捗状況	<p>平成 23 年度は、中間フォローアップの年度にあたり、目標指標の見通しについて、内閣府に報告している。指標の一つである平日歩行者通行量については、既に目標を達成している。</p>	
総合計画の指標の有無		無し

計画の名称	白河市公営住宅ストック総合活用計画		
計画期間	平成14年度～平成24年度		
計画の位置づけ	白河市第一次総合計画を上位計画と位置づけながら、他の関連計画との整合性を図る。		
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等	<p>【ストック活用の基本理念】</p> <p>民間活力の導入を図りつつ、既存市営住宅の更新・活用を進め、市営住宅ストックの適正化を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽ストックの計画的な削減と良質住宅の活用を推進する。 ・借地などの整理を推進し、市営住宅経営の健全化を目指す。 ・街なか居住への対応を含めた市営住宅施策の再編を図り、中心市街地活性化への貢献を目指す。 ・少子・高齢化に対応した住宅ストックの確保を目指す。 ・地元生産体制との連携・協働により、住宅ストックの再生を図る。 	
	基本目標、基本方針等	<p>【公営住宅ストック活用の基本方針】</p> <p>[公営住宅ストック]</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ストックの政策的・事業的位置づけや物的特性を適正に見極める。 (2) 様々なストック活用手法を効率的に展開する。 (3) 様々な主体の参画により、ストックの再生を図る。 (4) 良質かつ継続的な市営住宅ストックの形成・維持を目指す。 <p>[公営住宅団地]</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 団地空間としての質の向上を目指す。 (2) 地域社会への貢献等を目指す。 	
	総合計画の施策展開に取り組んだか	取り組むことができた	
	主な進捗状況	老朽化した市営住宅の解体や既存住宅における耐震診断・電源容量・外壁等の改修など、公営住宅におけるストックの改善が効果的に進められている。	
総合計画の指標の有無	無し		

計画の名称	白河市景観計画	
計画期間	平成 23 年度～平成 42 年度	
計画の位置づけ	<p>景観法の施行後、平成 21 年 4 月に景観法に基づく景観行政団体となり、平成 22 年 12 月に「白河市景観条例」を制定し、「白河市景観計画」を策定。</p> <p>景観法第 8 条の規定に基づく、白河市における良好な景観の形成に関する総合的な指針として、景観まちづくりの基本的な考え方を定め、歴史と景観を活かしたまちづくりを積極的に推進するための方策を示す。</p> <p>「白河市第一次総合計画」を上位計画に位置付け、「白河市都市計画マスタープラン」等の部門別計画との整合を図る。</p>	
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等	<p>【基本理念】～次世代に伝える白河らしい景観～ みんなで育む美しいふるさと白河</p> <p>市民との協力により、白河市に数多く残る歴史的な景観や美しい自然景観を守り育てるとともに、魅力をつなげ、将来に向けてより美しいふるさと白河の景観を築いていく。</p>
	基本目標、基本方針等	<p>【景観形成の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 白河らしい歴史的景観を守り伝えます (2) にぎわいのある美しい街並みの景観をつくります (3) ふるさとの田園景観を守り伝えます (4) 豊かな自然景観を守り伝えます (5) 優れた眺望景観を守り伝えます (6) 住民による身近な景観づくりを推進します
総合計画の施策展開に取り組んだか		取り組むことができた
主な進捗状況	<p>景観計画推進区域内において個性ある景観まちづくりを進めていくため、景観形成ガイドラインを策定し、これに基づく修景等に対する支援制度を確立させた（平成 23 年度）。</p>	
総合計画の指標の有無		無し

計画の名称	白河市歴史的風致維持向上計画	
計画期間	平成 23 年度～平成 32 年度	
計画の位置づけ	<p>歴史まちづくり法に基づき策定（平成 23 年 1 月に国の認定を受け、法律上の特例や各種事業の支援を受ける）。</p> <p>地域に残る歴史的・文化的資源を見つめ直し、それらを活用した白河らしいまちづくりの推進を図る。</p> <p>白河市第一次総合計画と白河市都市計画マスタープランを上位計画と位置づけながら、関連計画である白河市中心市街地活性化基本計画との整合性を図る。</p>	
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等	
	基本目標、基本方針等	<p>【歴史的風致の維持向上に関する基本方針】</p> <p>（１）歴史的な町並み景観の保全と歴史的建造物の保存・活用に関する方針</p> <p>（２）文化財の保存・活用に関する方針</p> <p>（３）祭礼行事等の伝統文化や伝統技術の継承に関する方針</p>
総合計画の施策展開に取り組んだか		取り組むことができた
主な進捗状況	<p>当該計画に基づく事業として、歴史的資産をつなぐまちなか回遊性の向上を図るための整備を行った（平成 23 年度）。</p>	
総合計画の指標の有無		無し

計画の名称	白河市地域公共交通総合連携計画	
計画期間	平成 22 年度～平成 31 年度	
計画の位置づけ	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定。 人・まち・環境のために白河市の公共交通の再構築を図る。	
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等	
	基本目標、基本方針等	
	【基本方針】 (1) 公共交通の不便さを改善します (2) 利用実績やニーズに応じた運行に見直します (3) 地域と協力し柔軟で効率的なしくみを構築します (4) 市民の利用意識を高めます	
総合計画の施策展開に取り組んだか		概ね取り組むことができた
主な進捗状況	循環バスについては、買い物や通学に配慮し、現行のルートを2つに分割して、平成 24 年 4 月から運行を行っている。	
総合計画の指標の有無		無し

計画の名称	白河市水道事業整備基本計画	
計画期間	平成 21 年度～平成 35 年度	
計画の位置づけ	白河市第一次総合計画をはじめ、関連する計画との整合性を図る。	
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等	
	【基本理念】	新たな都市の未来へつなぐ水道
	基本目標、基本方針等	
	【目指す目標】	<ul style="list-style-type: none"> (1) 持続し続ける水道を目指して (2) 安全な水の安定的供給を目指して (3) 利用者に親しまれる水道を目指して
	【基本方針】	<ul style="list-style-type: none"> (1) 管理水準の向上 (2) 経営体質の強化 (3) 安定した水供給システムの構築 (4) 災害や事故に強い水道の構築 (5) 市民とのパートナーシップの構築 (6) 水道環境の保全
総合計画の施策展開に取り組んだか	概ね取り組むことができた	
主な進捗状況	管路更新事業、水道施設耐震診断を行っている。	
総合計画の指標の有無	無し	

計画の名称	白河市排水処理基本計画	
計画期間	平成 23 年度～平成 27 年度	
計画の位置づけ	生活排水による河川等の汚濁を防止するため、生活排水処理対策の推進を図る。	
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等	【基本理念】 基本方針のもと、河川水質の改善を図り、市民が安心してふれあえる水辺環境を目指す。
	基本目標、基本方針等	【基本方針】 （１）公共下水道整備の推進と利用の促進 （２）農業集落排水処理施設整備の推進と利用の促進 （３）市町村設置型による合併処理浄化槽設置の促進 （４）単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進
	総合計画の施策展開に取り組んだか	取り組むことができた
主な進捗状況	浄化槽市町村整備推進事業を実施している。	
総合計画の指標の有無	無し	

計画の名称	白河市国土利用計画	
計画期間	平成 23 年度～平成 32 年度	
計画の位置づけ	<p>国土利用計画法の第 8 条第 1 項の規定に基づき策定。 福島県国土利用計画や白河市第一次総合計画及び白河市都市計画マスタープランを上位計画として整合性を図った、市土利用における行政上の指針。</p>	
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等	<p>【基本理念】 白河市第一次総合計画の将来都市像である「人 文化 自然 とともに育む のびゆく白河」を実現するため、基本方針に基づいて、計画的な土地利用を推進する。</p>
	基本目標、基本方針等	<p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) コンパクトで質の高いまちを実現する土地利用 (2) 豊富な自然環境と調和した持続的な土地利用 (3) 安全・安心なまちづくりを実現する土地利用 (4) 市民とともに考える土地利用
	総合計画の施策展開に取り組んだか	取り組むことができた
主な進捗状況	土地利用の基本方針の明確化を図った。	
総合計画の指標の有無	無し	

計画の名称	白河市農業振興地域整備計画	
計画期間	平成 20 年度～平成 24 年度	
計画の位置づけ	<p>農業振興地域の整備に関する法律の第 5 条第 1 項の規定及び福島県農業振興地域整備基本方針に基づき策定。</p> <p>市街地及び農村集落における宅地等の利用については、白河市第一次総合計画及び白河市国土利用計画等に基づき、整合性を図る。</p>	
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等	
	基本目標、基本方針等	<p>【方向性】</p> <p>(1) 都市化や工業化の動向に留意し、農業以外での土地利用との調和を図り、都市近郊型農業生産地域の形成も念頭においた稲作地域及び野菜・果樹地域等、それぞれの地域特性に応じた作目の振興を図るための農用地の確保を行う。</p> <p>(2) 農業と他産業が調和し、活力と魅力ある農村集落を創造するため、集団的農用地等優良農用地を積極的に確保・保全することを基本に、農業・農村の振興を図る。</p>
総合計画の施策展開に取り組んだか		概ね取り組むことができた
主な進捗状況	<p>農業振興地域等の土地利用の基本方針について明確化は図れたものの、農振除外の歯止めがきかない。</p>	
総合計画の指標の有無		無し

⑤自然環境

計画の名称	エコオフィスしらかわプランⅡ	
計画期間	平成19年度～平成23年度	
計画の位置づけ	<p>球温暖化の防止に向けた取組みの推進を図るため、地方公共団体における温室効果ガスの排出量の削減に向けた実行計画である。</p> <p>白河市第一次総合計画をはじめ、関連する計画との整合性を図る。</p>	
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等	
	基本目標、基本方針等	<p>【計画の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 資源・エネルギー利用の節約 (2) 環境に優しい製品の使用 (3) 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進 (4) 建築物の建築、管理及び解体に当たっての環境保全への配慮 (5) 二酸化炭素の排出抑制 (6) 職員に対する啓発等
総合計画の施策展開に取り組んだか		概ね取り組むことができた
主な進捗状況	<p>エコオフィスに関しては、人的努力によるこれ以上の効果は望めない。各施設のハード面の改善により更なる効果が見込める。</p>	
総合計画の指標の有無		無し

計画の名称	白河市環境基本計画	
計画期間	平成 23 年度～平成 27 年度	
計画の位置づけ	<p>白河市環境基本条例に基づき策定。環境の保全及び創造に関して総合的かつ長期的な目標及び施策を定める。</p> <p>白河市第一次総合計画をはじめ、環境分野に関連する計画との整合性を図る。</p>	
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等	<p>【めざすべき環境像】 恵み豊かな環境共生都市 白河</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域発展と環境の調和するまち ・水と緑の調和するまち ・人と自然の調和するまち
	基本目標、基本方針等	<p>【推進方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の推進方針：環境負荷の少ない循環型社会をめざすまち ・自然環境の保全及び創造の推進方針：豊かな自然環境とふれあえるまち ・すべての主体の参画の推進方針：環境学習の充実したまち
総合計画の施策展開に取り組んだか	概ね取り組むことができた	
主な進捗状況	白河市環境基本計画を平成 23 年 3 月に策定した。	
総合計画の指標の有無	有り	
	<ul style="list-style-type: none"> ・市内一斉清掃参加人数 ・谷津田川の水質 ・南湖の水質 	

計画の名称	白河市緑の基本計画	
計画期間	平成10年度～	
計画の位置づけ	白河市第一次総合計画をはじめ、関連する計画との整合性を図る。	
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等	
	【基本目標】	歴史とみどり、人が輝く しらかわ
	基本目標、基本方針等	
	【基本方針】	(1) 豊かなみどりをまもる (2) やすらぎのみどりをつくる (3) まちを彩るみどりをふやす (4) みんなでみどりを育てる
総合計画の施策展開に取り組んだか		取組みが不十分だった
主な進捗状況	既存公園の計画的な維持管理に努めたが、みどりをつくる、ふやす、育てることはできていない。	
総合計画の指標の有無		無し

⑥産業・雇用

計画の名称	白河市中心市街地活性化基本計画【再掲】	
計画期間	平成 21 年 3 月～平成 26 年 3 月	
計画の位置づけ	<p>中心市街地活性化法に基づき策定。なお、同法第 9 条及び第 10 条、基本方針に基づき、政府の認定を受けた計画は、その計画に基づく事業及び措置に対して、政府から集中的かつ効果的な支援を受けられる（平成 21 年 3 月に認定）。</p> <p>白河市第一次総合計画と白河市都市計画マスタープランを上位計画と位置づけながら、他の関連計画との整合性を図る。</p>	
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等	<p>【白河市中心市街地活性化コンセプト】</p> <p>歴史・伝統・文化が息づく市民共楽の城下町</p>
	基本目標、基本方針等	<p>【基本方針】</p> <p>(1) 城下町の快適な暮らしづくり</p> <p>(2) 匠の技とおもてなしの商店街づくり</p> <p>(3) 市民共楽のふるさとづくり</p>
	総合計画の施策展開に取り組んだか	取り組むことができた
主な進捗状況	<p>平成 23 年度は、中間フォローアップの年度にあたり、目標指標の見通しについて、内閣府に報告している。指標の一つである平日歩行者通行量については、既に目標を達成している。</p>	
総合計画の指標の有無	無し	

計画の名称	白河市農業振興地域整備計画【再掲】	
計画期間	平成 20 年度～平成 24 年度	
計画の位置づけ	<p>農業振興地域の整備に関する法律の第 5 条第 1 項の規定及び福島県農業振興地域整備基本方針に基づき策定。</p> <p>市街地及び農村集落における宅地等の利用については、白河市第一次総合計画及び白河市国土利用計画等に基づき、整合性を図る。</p>	
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等	
	基本目標、基本方針等	
	【方向性】	<p>(1) 都市化や工業化の動向に留意し、農業以外での土地利用との調和を図り、都市近郊型農業生産地域の形成も念頭においた稲作地域及び野菜・果樹地域等、それぞれの地域特性に応じた作目の振興を図るための農用地の確保を行う。</p> <p>(2) 農業と他産業が調和し、活力と魅力ある農村集落を創造するため、集团的農用地等優良農用地を積極的に確保・保全することを基本に、農業・農村の振興を図る。</p>
総合計画の施策展開に取り組んだか		概ね取り組むことができた
主な進捗状況	<p>優良農地を守る観点から取り組んでいるものがあるが、どうしても除外申し出が発生するため概ね達成としている。</p>	
総合計画の指標の有無		有り
	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地区域面積 	

⑦協働

計画の名称	白河市男女共同参画計画	
計画期間	平成 20 年度～平成 29 年度	
計画の位置づけ	男女共同参画社会基本法に基づき策定。男女がともに自分らしい生き方を自分の意志で選ぶことができる社会の構築を目指す。 白河市第一次総合計画の部門別計画と位置づけ、整合性を図る。	
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等	【基本理念】 すべての市民が個人として尊重され、性別にかかわらず、自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、あらゆる分野に男女がともに参画し、責任を担う社会の形成
	基本目標、基本方針等	【基本目標】 (1) 男女の人権の尊重 (2) 社会における制度・慣行への配慮 (3) 意思決定過程における男女共同参画の拡大 (4) 男女がともに家庭と仕事を両立できる環境の整備
総合計画の施策展開に取り組んだか		取り組むことができた
主な進捗状況	体系的な施策展開を図るため、毎年、男女共同参画推進本部会を開催し、現状分析等や今後の取組みの確認を行った。	
総合計画の指標の有無		有り
・ 附属機関等における女性委員の割合		

⑧行財政

計画の名称	白河市第2次行政改革大綱	
計画期間	平成24年度～平成26年度	
計画の位置づけ	行政資源の重点的・効率的な配分を目指した行政改革を推進するための基本方針。 白河市震災復興計画に位置づけた事業及び行政改革実施計画との整合性を図る。	
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等	【目標】将来にわたり持続可能な自治体経営の実現
	基本目標、基本方針等	【行政改革の視点】 （1）市民満足度の向上 （2）市民協働の推進 （3）公正の確保と透明性の向上 （4）行政資源の有効活用と適正配分 【行政改革の基本方針】 （1）効率的・効果的な行政経営の推進 （2）質の高い行政サービスの推進
	総合計画の施策展開に取り組んだか	取り組むことができた（第1次大綱）
	主な進捗状況	行政改革大綱に基づき事務の見直しを図り、効果的・効率的な行政運営を実施している。
総合計画の指標の有無	無し	

計画の名称	白河市第2次行政改革実施計画	
計画期間	平成24年度～平成26年度	
計画の位置づけ	白河市第2次行政改革大綱に基づき策定。 市における行政改革の取組項目について、改革の方向性やスケジュール等を定める。	
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等	
	基本目標、基本方針等	
総合計画の施策展開に取り組んだか	取り組むことができた（前回計画）	
主な進捗状況	行政改革大綱に基づき事務の見直しを図り、効果的・効率的な行政運営を実施している。	
総合計画の指標の有無	無し	
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の「行政事務の効率化」に対する満足度 ・住民基本台帳カードの発行数の割合（交付率） 	

計画の名称	白河市財政計画	
計画期間	平成 23 年度～平成 27 年度（毎年度ローリングによる策定）	
計画の位置づけ	<p>将来にわたり持続可能な財政基盤の確立を図るため、財政の健全化に向けた取組みの基本方針を定める。</p> <p>行政改革大綱、行政改革実施計画などの関連計画との整合性を図る。</p>	
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等	
	基本目標、基本方針等	<p>【財政健全化のための基本方針】</p> <p>(1) 財政の状況</p> <p>(2) 重点施策の概要及び執行方針</p> <p>(3) 歳入の増及び確保のための方策</p> <p>(4) 歳出の抑制のための方策</p> <p>(5) 実質公債費比率の引き下げのための方策（公債費の管理方針）</p> <p>(6) 将来負担比率の引き下げのための方策（債務負担行為抑制のための方策）</p> <p>(7) 財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金の積立に関する方針</p>
総合計画の施策展開に取り組んだか		取り組むことができた
主な進捗状況	<p>平成 22 年度決算において、実質公債費比率（3ヶ年平均）が 16.6%となり、公債費負担適正化計画の策定要件である 18%を下回った。</p>	
総合計画の指標の有無		有り
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常収支比率 ・ 実質公債費比率 		

計画の名称	白河市定員管理計画	
計画期間	平成 22 年度～平成 26 年度	
計画の位置づけ	財政状況と、市民サービス充実のための資源である職員数のバランスを取りながら行政運営を進めていくため、職員数の目標値を定める。	
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等	
	基本目標、基本方針等	
	【基本方針】 (1) 情勢変化への対応 (2) 退職者数に応じた職員採用と技術職の確保 (3) 本庁庁舎間の業務分担の見直しと業務量等把握調査の活用 (4) 保育実施のあり方に関する方針の決定と職員の適正配置 (5) 単純技能労務職の退職不補充 (6) 再任用職員の活用 (7) 民間委託の検討等	
総合計画の施策展開に取り組んだか		概ね取り組むことができた
主な進捗状況	定員管理計画の目標値の 539 名（平成 27 年 4 月 1 日現在）は、平成 24 年 4 月 1 日（538 名）に達成した。	
総合計画の指標の有無		無し

計画の名称	白河市人材育成基本方針		
計画期間	平成 22 年 3 月～		
計画の位置づけ	<p>市政を担う職員の育成に関する基本的な方針及び具体的な方策を定める。 次世代育成支援行動計画などの関連計画との整合性を図る。</p>		
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等	<p>【目指すべき職員像】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民の視点に立ち、信頼される職員 (2) いつも明るく、市民から愛される職員 (3) 郷土を愛し、貢献する職員 (4) 自ら学び、成長する職員 (5) 先を読み、挑戦する職員 	
	基本目標、基本方針等	<p>【人材育成の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 人を育てる職場環境 (2) 多様な職員研修 (3) 人を育てる人事管理 	
	総合計画の施策展開に取り組んだか	取り組むことができた	
	主な進捗状況	人材育成基本方針に基づき、各種職員研修を実施した。	
総合計画の指標の有無	無し		

(4) 震災に関する計画

計画の名称	白河市震災復興計画
計画期間	平成 23 年度～平成 27 年度
計画の位置づけ	復興に向けた市の基本的な方針や重点化すべき取り組み内容を示す行政計画として策定。 本計画の基本理念や取り組み内容は、次期総合計画の中に反映する。
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等 【基本理念】 (1) 安全で安心な暮らしの確保 (2) 災害に強く持続的に発展するまちづくり (3) 地域のきずなと協働の構築
	基本目標、基本方針等 【基本目標】 (1) 原子力災害の克服 (2) 市民生活の再建 (3) 安全・安心のまちづくり (4) 産業・経済の復興 (5) 魅力ある地域と人づくり

計画の名称	白河市復興事業計画（第1次）
計画期間	平成 23 年度～平成 27 年度
計画の位置づけ	白河市震災復興計画の着実な実現に向けて、整合性を図る。
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等 【基本理念】 白河市震災復興計画と同様。
	基本目標、基本方針等 【基本目標】 白河市震災復興計画と同様。

計画の名称	白河市除染計画
計画期間	平成 23 年度～平成 27 年度
計画の位置づけ	国の「除染に関する緊急実施基本方針（平成 23 年 8 月 26 日）」に基づき策定。 放射線量の低減を目指した除染実施の基本方針を定める。
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等
	基本目標、基本方針等
	【基本方針】 （１）市内全域を除染対象区域とし、市が主体となって全力で取り組みます。 （２）市だけで除染するには限界があることから、市民や町内会、PTA、ボランティア団体、企業等へ協力をお願いすることとします。 （３）除染活動以外の長期的な健康・風評被害対策については、別に定める「白河市震災復興計画（平成 23 年 12 月 27 日）」に基づき対応することとします。

(5) 国・県の計画

計画の名称	国土形成計画
計画期間	平成 20 年 7 月から概ね 10 年間
計画の位置づけ	国土利用計画との連携を図る。
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等
	【新しい国土像の基本方針】 (1) 多様な広域ブロックが自立的に発展する国土の構築 (2) 美しく、暮らしやすい国土の形成
	基本目標、基本方針等
	【新しい国土像実現のための戦略的目標】 (1) 東アジアとの円滑な交流・連携 (2) 持続可能な地域の形成 (3) 災害に強いしなやかな国土の形成 (4) 美しい国土の管理と継承 (5) 「新たな公」を基軸とする地域づくり

計画の名称	いきいき ふくしま創造プラン（福島県総合計画）
計画期間	平成 22 年度～平成 26 年度
計画の位置づけ	国土利用計画との連携を図る。
計 画 の 概 要	基本理念、将来像等
	【基本目標】人がほほえみ、地域が輝く “ほっとする、ふくしま”
	基本目標、基本方針等
	【新しい国土像実現のための戦略的目標】 ・【ふくしまの礎】人と地域が輝く「ふくしま」 ・ふくしまを支える3本の柱 ①【活力】いきいきとして活力に満ちた「ふくしま」 ②【安全と安心】安全と安心に支えられた「ふくしま」 ③【思いやり】人にも自然にも思いやりにあふれた「ふくしま」

※現在、改定中であるため、その動向を注視し、第2次計画への反映を検討する（改定案は平成 24 年 12 月頃に見直しを終了予定）。

3. 部門別計画の分析

(1) 法律の成立等に対する各分野(①～⑥)の主な検討課題

①教育・生涯学習

平成 21 年に子ども・若者育成支援推進法が成立したことから、青少年の健全な育成に関する取り組みを総合計画に位置づけていくことが求められています。

平成 23 年にスポーツ基本法が成立したことから、スポーツ活動の充実に関する取り組みを総合計画に位置づけていくことが必要です。

②健康・福祉・医療

平成 23 年に歯科口腔保健法が成立したことから、健康づくりの推進に対し、歯科・口腔に関する取り組みを総合計画に位置づけていくことが必要です。

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法が施行されることから、障害者福祉の推進に対し、障害者の定義に難病等の追加に関する取り組みを総合計画に位置づけていくことが必要です。

③安全・安心

平成 21 年に消費者安全法が成立したことから、消費生活対策の充実に対し、消費者事故等に関する情報の集約・情報発信により被害の拡大防止などの取り組みを総合計画に位置づけていくことが必要です。

④都市基盤

平成 20 年に歴史まちづくり法が成立し、それを踏まえて策定された白河市歴史的風致維持向上計画を考慮したうえで、歴史と自然を活かした魅力ある景観の形成に対する取り組みを充実していくことが必要です。

⑤自然環境

平成 20 年に生物多様性基本法、平成 21 年にバイオマス活用推進基本法が成立し、それを踏まえて策定された白河市環境基本計画を考慮したうえで、資源循環型社会の形成と地球環境の保全に対する取り組みを充実していくことが必要です。

⑥産業・雇用

平成 20 年に観光圏整備法が成立したことから、観光の振興に対し、観光地が広域的に連携した観光圏の形成に関する取り組みを総合計画に位置づけていくことが求められています。

平成 21 年に地域商店街活性化法が成立したことから、商業の振興に対し、同法に関連する取り組みを総合計画に位置づけていくことが求められています。

平成 22 年に 6 次産業化法が成立したことから、農林業の振興に対し、地域の農林産物の利用の促進などに関する取り組みを総合計画に位置づけていくことが必要です。

(2) 総合計画との連動性について

第一次総合計画に掲載されている施策成果指標が、部門別計画の中でどれだけ位置づけられているかについてみると、77 指標中のうち 15 指標とその構成比は 19.5%となっています。

施策成果指標は施策の目標達成度を示す指標となるため、各分野の具体的な取組みが明記される部門別計画において、明確に位置づけて取り組むことにより、施策の実効性を確保する必要があります。

そのため、次期総合計画策定において、部門別計画に共通する指標の設定を図ることが課題となっています。

**白河市第2次総合計画策定に係る
基礎調査報告書**

発行 平成24年(2012年)7月
白河市

連絡先 白河市 企画政策課 企画政策係

〒961-8602 白河市八幡小路7番地1

電話 : 0248-22-1111(代表)

FAX番号 : 0248-27-2577